

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（審査基準）

第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2・3 （略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（定義）

第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜四 （略）

五 標準職務遂行能力 自衛官以外の隊員について、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定めるものをいう。

六・七 （略）

2 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、部員、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、防衛省令で定める。
（隊員の採用）

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあつては、能力。第三十七条において同じ。）を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力

二 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る官職についての適性

○自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）（抄）

（隊員の採用）

第二十一条 （略）

2 自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒以外の隊員（予備自衛官等を除く。）の採用は選考による。ただし、これらの隊員のうち防衛大臣の指定するものについては試験による。

○標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）（抄）

自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
(略)	(略)	(略)	(略)
九 看護師養成所若しくは准看護師養成所の教員の養成若しくは研修又は看護に関する養成若しくは研修に関する事務をつかさどる官職の職務	防衛医科大学校及び自衛隊地区病院	この項第二欄に掲げる部局又は機関等においてこの項第一欄の事務を行う官職の属する職制上の段階	教官
(略)	(略)	(略)	(略)